



(写真提供=韓国観光公社)

### 韓国の最東部 虎尾岬

韓半島で一番先に日が昇るところが韓国最東部 虎尾岬である。虎尾岬日 迎え美しい初日の出を見 えた。2000年ミレニウムの 記念に撮られている。

## 幸せと和合を願う

多くの人が訪れる、岬にアムを祝い希望に満ちた先の海に近くには、未来に対するビジョンを提示するために作られた、巨大なアム「相性」の。全国民が助け合ひ、幸せと和合を願う。

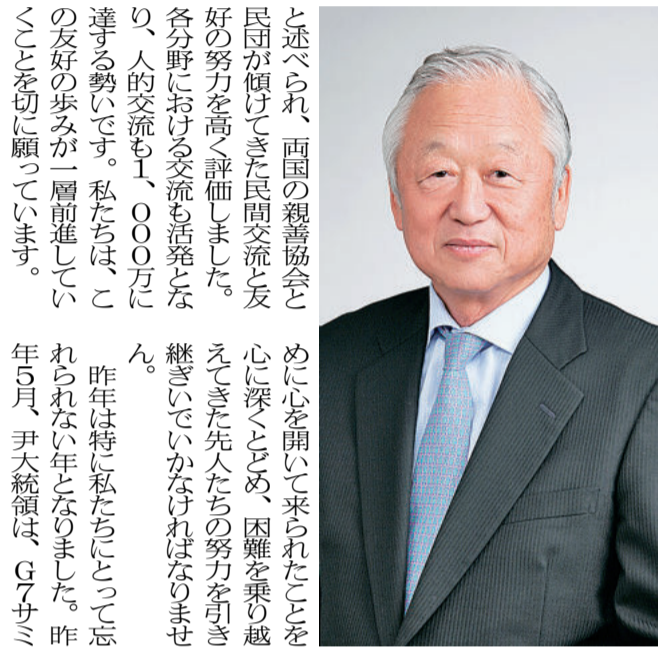
## 新年 辞

中央本部団長 呂 健二

2024年甲辰年を迎え、全国の同胞の皆様、民団を支えておられる韓国及び日本の皆様、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

中東での戦争拡大を憂慮しています。私たちは争いのない、一日も早い停戦と平和を願っています。

# 韓日民間交流さらにも前に



岸田首相夫妻とともに韓国入国、爆弾被害者慰霊碑に献花し参拝しました。韓国の大統領が広島、韓国入国慰霊碑を参拝するのは初めてで、韓日両国の首脳がそろって慰霊碑を訪れたのも初めてのことです。

教育などの在外同胞連帯部が統合されました。今後、在日同胞の要望がより良く反映されるよう尽力して参ります。

## 次世代育成し 権利・権益守る

また、11月には日韓・韓日親善協会・民団共催の「韓日パートナーシップ共同宣言」を次世代につなげるセミナーを開催しました。

謝の意を表しました。また、韓日関係が進展すれば、同胞社会にも大きな力になる」と強調されました。

小異捨てて団結を 新型コロナウイルス感染症の3年余り、民団活動が縮小し、その間の混乱等、民団の置かれている現状は厳しいです。



在日本大韓民国民団 機関紙 民団新聞社 発行人 呂健二 発行所: 〒106-8585 東京都港区南麻布1-7-32

購読および広告掲載の申込み・お問い合わせ TEL 03(3454)6375 FAX 03(5419)7555

購読および広告掲載の申込み・お問い合わせ TEL 03(3454)6375 FAX 03(5419)7555 公式サイト・スマホでも民団新聞が閲覧できます

### 新年特集号

呂団長新春インタビュー (3面) 2024年は辰年。新年にあたり呂健二中央本部団長に韓日関係の現況と将来展望の組織重点活動③在日の人権擁護活動について聞いた。

みんだん生活相談センター、留学生支援センター両所長の対談 (6面) みんだん生活相談センターの金福夫所長と昨年発足したみんだん留学生支援センターの玄東所長が今後の活動と生活者団体としての役割について語り合った。

「北韓帰国事業」東京高裁判決の波紋一寄稿文 (7面) 東京高裁の地裁差戻し判決は「完全勝訴」と山田文明「人権を守る会」理事。これまでの見方に再検討と反省を迫るものと評価。

KJアプリの可能性 (8面) 昨年スタートしたばかりのKJアプリ事業。すべての在日同胞にとって情報発信、愛着がでるだけでなく、中央と地方組織連絡網にもなる。担当の金泰勲中央副団長にその意義や可能性について聞いた。

# 2024年元旦 謹賀新年 甲辰年

## 預金は韓信協 会員信用組合へ

### 謹賀新年

モットーは在日同胞へのご奉仕 地域社会に密着した、きめ細かいサービスでみなさまの事業をアシストします

<b>あすか信用組合</b> 理事長 金哲也 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-32-9 TEL 03(3208)5170	<b>横浜幸銀信用組合</b> 理事長 吳龍夫 〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-1 TEL 045(285)1230
<b>信用組合愛知商銀</b> 理事長 大原清三 〒453-0013 名古屋市中村区亀島1-6-18 TEL 052(451)5145	<b>信用組合広島商銀</b> 理事長 井上一成 〒730-0024 広島市中区西平塚町4-12 TEL 082(244)3152

在日韓国人信用組合協会 会長 吳龍夫 理事 金哲也/井上一成/大原清三 監事 鶴高利行 顧問 洪采植  
〒105-0003 東京都港区西新橋 3-6-10 マストライフ西新橋ビル2F TEL 03(6721)5341 / FAX 03(6721)5342



民団中央本部議長



輝かしい新年を迎え、民団は、日本社会にお... 皆様のご多幸とご繁栄を... 心よりお祈り申し上げます。

朴安淳

民団の三権分立制は、民団組織の適正な運営... 民団の根本ルールである...

より良い将来へ尽力

「無視し、ついには前代... 抑制的関係の中で... 未開の選挙に至るまで...

在日韓国婦人会中央本部会長



中央委員、代議員、組織... 先輩方の絶大な支援... 昨年3月17日婦人会中...

親睦と絆を深めよう

2024年初春、在日... 本大韓民国婦人会会員の... 皆様、明けましておめで...

劉代永

は急務の本国研修会を... 係へ進んでいきます。私... 年がかりに開催し、全国...

辰年に飛躍を誓おう

駐日大韓民国特命全權大使



同僚の皆さま、2024年甲辰年新年... が明けました。同僚の皆...

未来志向の関係築く

旧年は韓日関係の歴史... 一線を画した、意義深... 去る3月の強制徴用...

尹徳敏

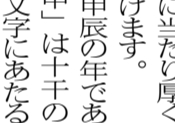
の皆さまの日々の日常に... どれだけ大きな影響を及... ぼすのか、大きなきくし...

在日韓国青年会中央本部会長



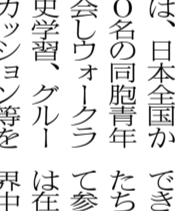
「暫定議長」「暫定監事... 定義長」「暫定副議長」... なるものを出した...

金芳秀



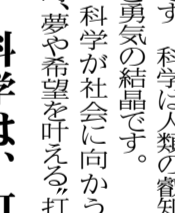
り、年頭に当たり厚く御... 礼申あげます。本年は甲辰の年であり...

白頭学院理事長



日同社会の更なる発展... ため、私たちが、ま何が... できるのかを全国の青年...

白雲重



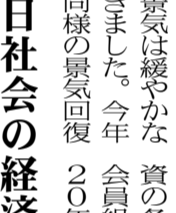
努力、韓国、アジア、世界... の懸け橋となる子どもた... ちの学びを深めていきま...

在日韓国信用組合協会会長



等により景気は緩やかな... 回復が続きました。今年... 昨年同様、景気回復...

呉龍夫



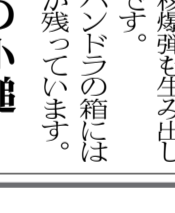
昨年の日本経済は、世... 界的な経済減速と消費の... 冷え込みが続く中、アフ...

白雲重



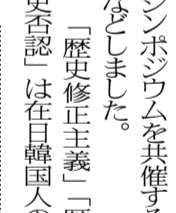
世界情勢が目まぐるしく... 変化するなか、建國幼... 世帯育成はもちろんです...

白雲重



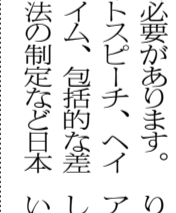
をもち、天才科学者... による偉大な発見がミサ... イルや核爆弾を生み出し...

在日韓国科学技術者協会会長



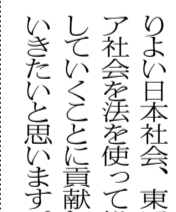
人類は、姿形変えな... から環境変化に適応し生... きてきた動物と異なり...

洪政國



科学は、打ち出の小槌... 出の小槌となります。在日社会にも小槌を...

在日韓国法律フォーラム会長



国内の関係法令の整備... に向けた提言をし、「ロレ... イング」活動などにも関...

股勇基



権利が今も制約されてい... ることを密接に関わって... 与っていきたくと思いま...

権利・権益を擁護



昨年度は関東大震災の... 虐殺被害から100年の... シンポジウムを共催する...

趙顕宰



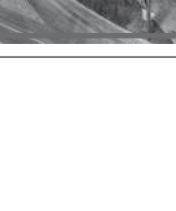
38年前、在日同胞の... 方々が見過ごされた暖か... い民族愛の始まりが未来...

同胞の民族愛に誇り



母国で修している在日... 援を惜しまなかつた大... 韓民国は88ソウル...

在日韓国青年商工会連合会会長



民団が母国に対する支... 援を惜しまなかつた大... 韓民国は88ソウル...

呂哲壽



「未来へ団結」... 今期は「未来へ団結」... をスロガに掲げ、在日...

「未来へ団結」掲げて



当会は現在、全国の地... 区の青年商工会から構成... する団体であり、社会貢...

我が父たちの昨日があったから、韓国経済の輝かしい今日があるのです。あなたの拠点と未来がある大韓民国に投資しましょう。www.kjdream.org

社団法人 在日韓国本人投資協会 THE INVESTMENT ASSOCIATION BY KOREANS IN JAPAN 会長 金 和 男











2023.

11.12.

~ 2024.

02.10.

제22대 [신고·신청]  
국회의원 재외선거  
第22代国会議員在外選挙

Ⓟ 투표하려면 **신고·신청**을 해야합니다.  
投票するには申告・申請する必要があります。

**국외부재자 신고기간**

国外不在者申告期間

2023.11.12.~2024.02.10.

**재외선거인 (변경)등록신청기간**

在外選挙人(変更)登録申請期間

2024.02.10. 까지

2024.02.10.まで

**투표기간**

投票期間

2024.03.27.~04.01.

매일 毎日 08:00~17:00

※ 기간 중 공관별로 기간을 달리 정할 수 있음  
※ 期間中、公館ごとに日時が異なることがあります。

**신고·등록신청 방법**

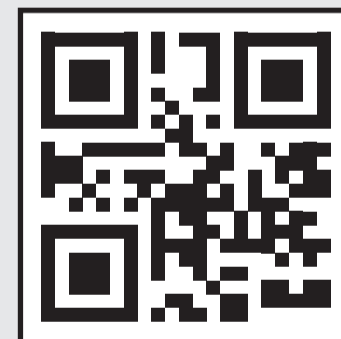
申告・登録申請方法

**인터넷(ova.nec.go.kr)**

インターネット

신고·등록신청 페이지 바로가기  
申告・登録申請ページへ

ova.nec.go.kr



**공관방문·순회접수**

公館訪問・巡回受付

**우편·전자우편**

郵便・E-mail

※ 해당 공관에 문의  
※ 該当の公館までお問い合わせください。

※ 중앙선거관리위원회 재외선거 홈페이지(ok.nec.go.kr), 외교부 홈페이지(mofa.go.kr), 재외동포청 홈페이지(oka.go.kr)에서 선거정보 등 확인 가능  
中央選挙管理委員会在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)、外交部ホームページ(mofa.go.kr)、在外同胞庁ホームページ(oka.go.kr)で選挙情報などの確認ができます。







## 在外選挙権者



国外不在者申告人名簿と在外選挙人名簿に登録された人

### 在外選挙人

住民登録されていない18歳以上(2006年4月11日に生まれた人まで)の大韓民国国民で、外国で投票しようとする人  
比例代表国会議員選挙権のみあります。

### 国外不在者

住民登録されている18歳以上(2006年4月11日に生まれた人まで)の大韓民国国民で、外国で投票しようとする人  
比例代表・地域区国会議員選挙権があります。

※ただし、在外国民の住民登録者が在外投票を行う場合、比例代表国会議員選挙権のみあります。



## 投票期間

2024. 03. 27 ~ 04. 01

毎日 08:00 ~ 17:00

(期間中、公館ごとに日時が異なることがあります。)



## 必要書類

国外不在者：身分証明書

在外選挙人：身分証明書、  
国籍確認書類の原本

※国籍確認書類に写真がついている場合、  
別途の身分証明書は必要ありません。

### 「身分証明書」とは？

・大韓民国官公署又は公共機関が発行した旅券、住民登録証、運転免許証、公務員証など、写真がついている身分証明書

・在留国の政府が発行した、氏名と生年月日の記載があり本人確認のできる写真がついている身分証明書



## 申告・登録 申請方法

・インターネット (ova.nec.go.kr)



・公館訪問・巡回受付

・郵便 / E-mail

※該当の公館までお問い合わせください。



## 名簿観覧と 異議申請



期間：2024. 03. 02 ~ 03. 06 (5日間)

方法：中央選挙管理委員会、住所地管轄区・市・郡庁のホームページなどから観覧と異議申請ができます。



## 投票場所

在外選挙管理委員会が定める場所

## 帰国投票

在外選挙人名簿などに登録されましたが、在外投票所で投票せずに帰国した国外不在者と在外選挙人は、選挙日に国内投票所で投票できます。  
※ただし、事前投票所では投票できません。

申告期間 2024. 04. 02 ~ 2024. 04. 10

### 申告方法

国外不在者：インターネット (ova.nec.go.kr)、  
管轄区・市・郡選挙管理委員会に  
書面(訪問又はFAX送付)申告

在外選挙人：管轄区・市・郡選挙管理委員会に  
訪問して書面申告  
(必ず国籍確認書類の原本を持参)

在外選挙人は  
一度の登録申請で  
在外投票できます！



## スマホで 申告・申請！



申告・申請ページへ

直近の選挙で在外選挙人名簿に登録された場合は、別途登録申請手続きなしに投票できます。

※国外不在者は選挙のたびに申告が必要です。

### 永久名簿登録の確認方法

ova.nec.go.kr- 在外選挙人永久名簿 - 永久名簿登録照会  
※住所地など変更事項がある場合には変更申請が必要

※(追加) 投票所の設置状況は該当の公館までお問い合わせください。

在外国民数が多い地域は追加投票所設置

詳細は中央選挙管理委員会在外選挙ホームページ (ok.nec.go.kr)、  
外交部ホームページ (mofa.go.kr)、  
在外同胞庁ホームページ (oka.go.kr) を参考

# 第22代 国会議員在外選挙

外国で投票するには、

国外不在者 / 在外選挙人申告・登録申請 を

行う必要があります。

国外不在者申告 2023. 11. 12 ~ 2024. 02. 10

在外選挙人登録申請 2024. 02. 10 まで



중앙선거관리위원회



# 北 韓 「 帰 国 事 業 」 に 法 の 光

## 東京高裁判決 過去史再検討迫る

山田文明 「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」 理事

「地上の楽園」などといった宣伝を信じて渡った北朝鮮で過酷な生活を強いられ、在日同胞脱北者4人が、北朝鮮政府に対し計4億円の損害賠償を求めた控訴審判決で、東京高裁は2023年10月30日、訴を退けた二審・東京地裁判決を取り消し、審理地裁に差し戻した。実質的な完全勝訴」といえる。脱北者の日本での定着を後援している山田文明さん(北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会)理事は「当事者の自発的な希望に基づき帰国した北朝鮮での被害は自己責任で日本政府の退政政策の結果」といったこれまでの見方と根本的な再検討・反省を迫るものと同様に本紙に寄せた。

### 深刻な人権侵害認定

次の大きな道へ  
人1億円の損害賠償を朝  
鮮民主主義人民共和国  
代表者団長委員委員長  
金正恩に求め、東京地裁  
は、30日に渡された判決  
活動の中で、はじめて心  
から喜んだ成果でした。  
これまでの長い努力の  
日々では、一時的な、あ  
るいは部分的な目的を遂  
げること、例えば脱北者  
を日本に救出し、香港で  
無事を確認できたことな  
ど、それ以上に大きな感  
激や喜びがあったもので  
ない。同時に、北朝鮮の  
不安定な、各種の課題  
が次々に控えている。  
これに比べると、今回  
の判決の成果は、次の大  
きな道への扉を開いたも  
ので、解決にはまだた  
くも、確かな足取り  
を進める明かりとなっ  
ていく。

今回の北朝鮮帰国事業  
裁判では、5人の脱北者  
が、北朝鮮政府に対し計  
4億円の損害賠償を求め  
た控訴審判決で、東京高  
裁は2023年10月30日  
、訴を退けた二審・東京  
地裁判決を取り消し、審  
理地裁に差し戻した。実  
質的な完全勝訴」とい  
える。脱北者の日本での  
定着を後援している山田  
文明さん(北朝鮮帰国者  
の生命と人権を守る会)  
理事は「当事者の自発的  
な希望に基づき帰国し  
た北朝鮮での被害は自  
己責任で日本政府の退  
政政策の結果」といっ  
たこれまでの見方と根本  
的な再検討・反省を迫  
るものと同様に本紙に  
寄せた。



「北送」同胞とその家族の救済、生き別れの家族との再会を訴える原告団

### 不可分一体の不法行為

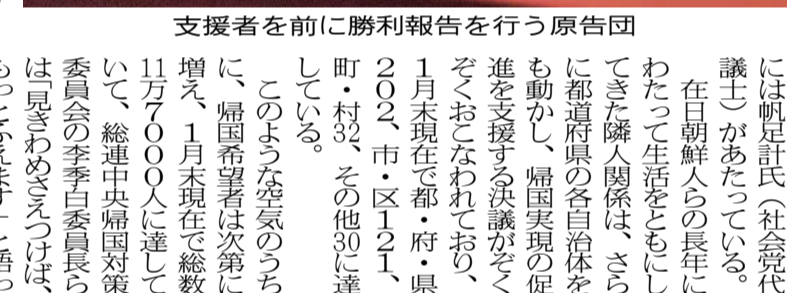
「帰国事業」評価  
1審控訴も前進  
北朝鮮帰国事業で北朝鮮  
政府が行ったことは、「  
地上の楽園」という言  
葉に象徴される虚偽の説  
明で在日朝鮮人を誘導し  
て北朝鮮に渡航させた  
北朝鮮から出する自由  
を奪って置いた(「国家  
誘拐行為」)不法行為  
1」と、北朝鮮に在る



「帰国以外なし」  
当事者らの苦境  
当時の新聞記事を見  
ると、北朝鮮への帰国  
事業が開始されたのは  
1995年である。当時  
、北朝鮮は「在日同胞  
の帰国を歓迎する」と  
いう方針を打ち出した  
。この方針は、北朝鮮  
政府が在日同胞の帰  
国を奨励する一方で、  
日本側から北朝鮮に  
渡航させるための手  
続きを完了させること  
を求めた。北朝鮮は  
、この方針を「在日同  
胞の帰国を歓迎する  
」と発表したが、実際  
には、北朝鮮政府が  
在日同胞の帰国を奨  
励する一方で、日本側  
から北朝鮮に渡航さ  
せるための手続きを完  
了させることを求めた  
。北朝鮮は、この方針  
を「在日同胞の帰国  
を歓迎する」と発表し  
たが、実際には、北  
朝鮮政府が在日同胞  
の帰国を奨励する一  
方で、日本側から北  
朝鮮に渡航させるた  
めの手続きを完了さ  
せることを求めた。

### 自己責任と見なせず

た、この判断は地裁  
判決とは大きく異なる  
ため、全体を改めて再  
審の必要があるとして  
、北朝鮮に差し戻した。  
北朝鮮に差し戻された  
のは、地裁の再審では  
、この高裁判決に基づ  
き、北朝鮮政府は、北  
朝鮮に在る脱北者ら  
を誘導して北朝鮮に  
渡航させた(「国家誘  
拐行為」)不法行為と  
認定された。北朝鮮は  
、この方針を「在日同  
胞の帰国を歓迎する  
」と発表したが、実際  
には、北朝鮮政府が  
在日同胞の帰国を奨  
励する一方で、日本側  
から北朝鮮に渡航さ  
せるための手続きを完  
了させることを求めた  
。北朝鮮は、この方針  
を「在日同胞の帰国  
を歓迎する」と発表し  
たが、実際には、北  
朝鮮政府が在日同胞  
の帰国を奨励する一  
方で、日本側から北  
朝鮮に渡航させるた  
めの手続きを完了さ  
せることを求めた。



支援者を前に勝利報告を行う原告団

北朝鮮社会の実情  
知らぬまま渡航  
このように北朝鮮の  
生活は、1995年以降  
、苦境に陥りつつあり  
、在日同胞の帰国を  
奨励する一方で、北  
朝鮮政府が在日同胞  
の帰国を奨励する一  
方で、日本側から北  
朝鮮に渡航させるた  
めの手続きを完了さ  
せることを求めた。

### 同胞のための

## みんだん生活相談センター

### 민단생활상담센터

「みんだん生活相談センター」は、在日であるがゆえに直面する税金や相続、婚姻や家族関係登録(旧戸籍制度)といった韓国二国間にもたがえる複雑な問題の解決に向けた支援を目的として2007年7月、中央本部に設置されました。

弁護士・税理士・司法書士・行政書士などの専門相談員が同胞の皆様からの個別相談に応じています。特に法的な問題でわからないことやお悩みがあれば、中央および各地の相談センターに遠慮なくご連絡下さい。

私たちが皆様の生活における問題解決に向けてサポートします。

【相談内容】  
●相続 ●税務 ●結婚・離婚 ●出生・死亡  
●家族関係登録(旧戸籍制度) ●不動産 ●事件・事故  
●年金 ●労働 ●韓国法など

【専門相談員】  
●弁護士 ●行政書士 ●税理士 ●司法書士  
●社会保険労務士 ●その他の専門家

【相談方法】  
●電話による相談 ●中央センターでの相談  
●各地方センターでの相談

事前予約をお勧めします。メールでの相談は、電話番号を明記

※専門相談員(弁・弁護士/行・行政書士/税・税理士/司・司法書士/労・社会保険労務士/他...その他)

同胞の生活や悩み事...お気軽にご連絡ください! (相談は電話(03-3454-4911)またはe-mail(soudan@mindan.org)まで) 詳細は公式サイトをご覧ください。

### あけましておめでとうございます

## 새해 복 많이 받으세요

希望に満ちた甲辰新年を迎え、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。在日同胞社会の発展を祈念し、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

ご存じのように、新型コロナウイルスも昨年5月に感染症法上の5類に移行したことから、自粛していたイベントや対面事業等も徐々に再開されるようになり、日本社会にも活気が戻ってきた感があります。

生活相談センターもコロナ禍により約3年半にわたり事業の縮小、変更を余儀なくされ、様々な支障をきたしてまいりましたが、ようやくコロナ禍の本来の活動に戻り、着実に成果をあげることができております。一先ずコロナが落ち着いたことを喜ぶと同時に、皆様のご健康を祈念し、本年も生活相談業務を有意義に推進してまいります。

生活相談センターは皆様のためにあります。今後とも身近な存在として遠慮なくご利用頂ければ幸いです。

所長 金昭夫



# 未来をつなぐKJアプリ

担当の金泰勲中央副団長に聞く

## 在日同胞を一つに 必要な情報を発信し共有

これらの民団活動の目玉ともなっているKJアプリ事業について担当の金泰勲中央副団長に事業の経緯、内容、今後の課題と展望について聞いた。金副団長は、このアプリは在日と新定住者、日本国籍取得者すべての人に、必要なあらゆる



在日社会も少子高齢化が進んでいます。高齢者同僚は、デジタル製品の使用に疎い、アプリにも慣れていない人が多く、敬遠する向きもあるんじゃないですか。

2023年未だに必要情報を手に入るのに必要な情報を必要に開し始めたKJアプリ事業は、専門的や専門的な情報を持っていないが、在日社会が一つのまとまりを築いていくという意気込みで、民団中

に必要情報を手に入るのに必要な情報を必要に開し始めたKJアプリ事業は、専門的や専門的な情報を持っていないが、在日社会が一つのまとまりを築いていくという意気込みで、民団中

に必要情報を手に入るのに必要な情報を必要に開し始めたKJアプリ事業は、専門的や専門的な情報を持っていないが、在日社会が一つのまとまりを築いていくという意気込みで、民団中

に必要情報を手に入るのに必要な情報を必要に開し始めたKJアプリ事業は、専門的や専門的な情報を持っていないが、在日社会が一つのまとまりを築いていくという意気込みで、民団中

金副団長、今は、デジタル社会になって、交流と和合、次世代育成、在日同胞と民団をリンクする一つのツールとして、皆さんは新聞やラジオ、テレビなどで生活や仕事を共有し、新定住者、日本国籍取得者を含め、

在日社会も少子高齢化が進んでいます。高齢者同僚は、デジタル製品の使用に疎い、アプリにも慣れていない人が多く、敬遠する向きもあるんじゃないですか。

在日社会も少子高齢化が進んでいます。高齢者同僚は、デジタル製品の使用に疎い、アプリにも慣れていない人が多く、敬遠する向きもあるんじゃないですか。

在日社会も少子高齢化が進んでいます。高齢者同僚は、デジタル製品の使用に疎い、アプリにも慣れていない人が多く、敬遠する向きもあるんじゃないですか。

在日社会も少子高齢化が進んでいます。高齢者同僚は、デジタル製品の使用に疎い、アプリにも慣れていない人が多く、敬遠する向きもあるんじゃないですか。

### 活用お待ちしています



## 次世代育成の強力ツール 組織体系変革も

ペーパーレス化

ペーパーレス化 組織体系変革も

ペーパーレス化 組織体系変革も

ペーパーレス化 組織体系変革も

### まず登録者増やす

まず登録者増やす

まず登録者増やす

まず登録者増やす

## 全世界の同胞と 連帯強める道具に

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

KJアプリは、ネット通版などの情報掲載もできる。業者からの手数料、広告掲載料なども、収益として還元される。金副団長、民団は基本的に非営利団体ですが、KJアプリそのものは、高齡化する同胞社会

ともに羽ばたこう未来へ  
**横浜幸銀信用組合**  
理事長 呉 龍 夫  
〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 5-77-1  
TEL 045-285-1230  
FAX 045-277-4560

長 利 卞  
〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山 1-15-14  
TEL 052-332-5111 FAX 052-332-5582  
Mobile 090-3443-5376

**新天地産業株式会社**  
東京本社 東京都港区赤坂2-15-15-802 電話:03-3505-9881~2 FAX:03-3505-8847  
九州事務所 済州市中央路206番地 富福7階 電話:064-756-5569 FAX:064-756-5568  
HP:090-3337-3024  
BSBビル新天地産業株式会社

**株式会社マルハン**  
京都本社 〒602-0822 京都市上京区出町今出上青龍町 231 番地 TEL.075-252-0015 (代) FAX.075-252-0018  
東京本社 〒100-6228 東京都千代田区丸の内 1丁目 11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 28F TEL.03-5221-7777 (代) FAX.03-5221-7171  
株式会社マルハン 代表取締役会長 韓 昌祐  
公益財団法人 韓昌祐・哲 文化財団 理事長

**PHOEDRA**  
創造計画  
株式会社 フェドラ  
代表取締役 陳 賢 徳  
DEVELOPMENT GAME PARK CINEMA SHOP RENTAL FAST FOOD NEW BUSINESS  
HEAD OFFICE 〒320-0821 栃木県宇都宮市一条4-1-20 TEL 028-638-8930 FAX 028-638-8938  
TOKYO OFFICE 〒150-0013 東京都渋谷区恵比4-20-7 恵比寿ガーデンプレイス センタープラザB1-10 TEL 03-5843-8290 FAX 03-5843-8291  
http://www.phoedra.jp/ E-mail:mail@phoedra.jp